

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県条例第五十八号

#### 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「分析、鑑定等」を「分析等」に改める。

第八条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料等を納付すべき者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料等の額は、前項に定める額の二倍に相当する額とする。

別表を次のように改める。

#### 別表（第八条関係）

##### 一 使用料

センターの区分	種 別	金 額
保健環境センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、四〇〇円
	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
食品工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一七、〇〇〇円
	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 一六、七〇〇円
西部工業技術センター	試験室	一回につき 一、九〇〇円
	加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
東部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 三、六〇〇円
	加工機器	一単位につき 三、八〇〇円

		試験室	一回につき	二、〇〇〇円
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一日につき	一、〇〇〇円	
畜産技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一回につき	一七、二〇〇円	
水産海洋技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき	一五、四〇〇円	
農業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき	一六、八〇〇円	
	加工機器	一単位につき	一五、九〇〇円	

備考

- 一 この表において、「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、六〇〇円
	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円
食品工業技術センター	検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 一四、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
東部工業技術センター	写真	一単位につき 五、三〇〇円
	試験及び測定	一単位につき 二九、二〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一枚につき 四、二〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一件につき 四〇、七〇〇円

水産海洋技術センター	検査及び分析	一件につき	一三、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき	七三、八〇〇円
林業技術センター	検査及び分析	一単位につき	四、八〇〇円
	成績書及び証明書	一部につき	一、二〇〇円
共通	前処理及び試料調製	一時間につき	三、六〇〇円
	設備利用において職員が行う機器操作	一時間につき	三、六〇〇円

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一件、一枚、一分、一項目、一試料、一測定点又は一時間をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にセンターの設備を利用し、又はセンターに試験、検査、分析、鑑定等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。